

広島県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十三号

広島県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

広島県生涯学習審議会条例（平成十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第十八条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条」に改める。

第七条第一項第二号を次のように改める。

- 二 スポーツ推進分科会 スポーツ基本法第三十五条の規定によりスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の権限に属させられた事項その他スポーツの推進に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の広島県生涯学習審議会条例第一条の規定により置かれている広島県生涯学習審議会又は同条例第七条第一項第二号の規定により置かれているスポーツ振興分科会は、それぞれこの条例による改正後の広島県生涯学習審議会条例第一条の規定により置かれた広島県生涯学習審議会又は同条例第七条第一項第二号の規定により置かれたスポーツ推進分科会とみなす。